

令和 7・8 年度 新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の 部会設置等について

1 部会の設置及び構成

- (1) 審議会規則第 7 条第 1 項により、審議会に 3 つの部会（情報公開部会、個人情報保護部会、公文書管理部会）を設置し、各部会はそれぞれ 5 名以内で構成する。
- (2) 部会長は、審議会規則第 7 条第 2 項により、会長が指名する。
- (3) 部会の設置期間は、委員の任期と同じ令和 9 年 3 月 31 日までとする。

■部会の構成（事務局案）

（五十音順、敬称略）

部 会	委員氏名	所属団体等	新任・再任
情報公開 部会 （5 名）	加賀谷 達郎	新潟市民オンブズマン（弁護士）	再任
	沢田 克己	高岡法科大学教授	再任
	柴澤 恵子	弁護士	再任
	布 岳史	司法書士	再任
	吉川 憲子	新潟市消費者協会副会長	新任
個人情報 保護部会 （5 名）	上村 都	新潟大学法学部教授	再任
	内山 晶	弁護士	再任
	佐々木 桐子	新潟国際情報大学准教授	新任
	益田 高成	新潟大学法学部准教授	新任
	渡辺 美弥子	新潟人権擁護委員協議会委員	再任
公文書管 理部会 （4 名）	小田 信雄	元新潟市区自治協議会会長会議座長	再任
	柴澤 恵子（兼）	弁護士	再任
	中村 元	新潟大学人文学部教授	再任
	益田 高成（兼）	新潟大学法学部准教授	新任

2 部会の決議

- (1) 審議の迅速化を図るため、審議会規則第 7 条第 4 項により、部会の決議をもって審議会の決議とする。
- (2) 部会で審議を開始した案件であっても、案件の内容に応じて、部会が審議会で審議すべき重要な案件であると判断した場合には、会長と部会長が協議の上、審議会で審査することができるものとする。